

## <理容所と美容所を同一の場所で開設すること(重複開設)について>

理容師法施行規則及び美容師法施行規則が改正（平成28年4月1日施行）され、以下の条件を満たしている場合、理容所と美容所の重複開設が可能になります。

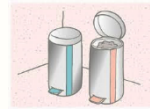


### 条件① 理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たしている



『理容師法第12条及び美容師法第13条』と  
『理容師法施行条例第3条及び美容師法施行条例第3条』に規定

- 1 常に清潔に保つ
  - ① 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
  - ② 洗場は、流水装置とすること。
  - ③ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
- 2 消毒設備を設ける
- 3 採光、照明及び換気を充分にする
  - ① 採光及び照明 理容（美容）師が理容（美容）のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
  - ② 換気 理容（美容）所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5cm<sup>3</sup>以下に保つこと。
- 4 理容（美容）所は、理容（美容）所（当該理容（美容）所と同一の場所で開設される美容（理容）所を含む。）以外の場所と隔壁等で区画すること。
- 5 理容（美容）を行う場所の床面積は、9.9㎡以上とすること。
- 6 理容（美容）を行う場所に設置する理容（美容）用椅子の数は、その場所の床面積が9.9㎡の場合は2脚以内とし、その床面積が9.9平方メートルを超える場合は2脚にその超える部分の床面積3.3㎡につき1脚を加えた数以内とすること。
- 7 理容（美容）を行う場所に洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、頭髮に係る作業を行わない場合その他市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。



### 条件② 施術する従業者全員が、 理容師及び美容師 両方の資格を有している



カット、パーマ、まつ毛エクステ、顔そり、フェイシャルエステ・・・同一施設で行うことができますが、理容・美容行為を行う全員が、理容師かつ美容師でなければいけません。





～問い合わせ先～  
高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係  
〒760-0074 高松市桜町 1-10-27  
電話：087-839-2865/Fax：087-839-2879